



—ふるさと投資を活用して県内中小企業の成長・発展を支援します—

平成 27 年度 ひょうごふるさと応援・成長支援事業 ビジネスプラン募集要項

地域で頑張るふるさとの応援・成長に貢献する兵庫県内の中小企業者の取組を「キラリひょうごプロジェクト（キラリひょうごのオンリーワン応援事業）」として発掘・選定し、地域が誇るオンリーワンの取組として広く県内外に情報発信すると共に、プロジェクトの趣旨に賛同・共感する県民等の応援者からのふるさと投資（本事業では、投資型クラウド・ファンディング）を活用した資金調達や潜在顧客の開拓を支援します！

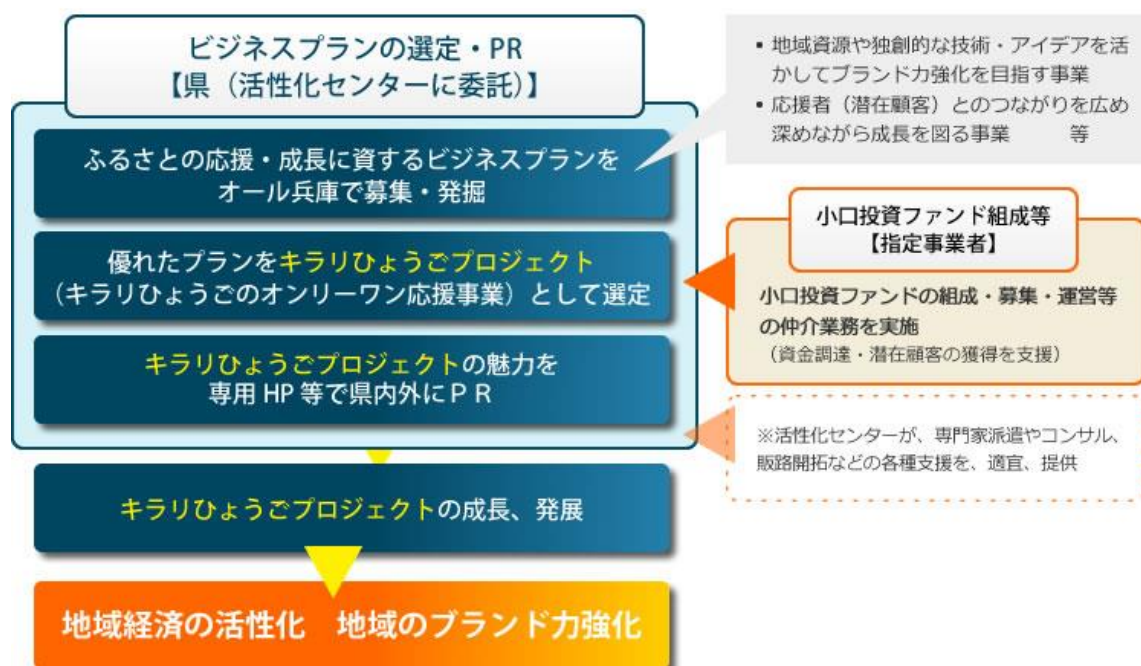
【<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/furusato>（ひょうご産業活性化センター公募サイト）】

1 目的

ふるさとの応援・成長に貢献する兵庫県内の中小企業者のビジネスプランを「キラリひょうごプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）として選定し、プロジェクトを成長・発展に導くことで、地域経済の活性化や地域のブランド力の強化を目指す「ひょうごふるさと応援・成長支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

具体的には、兵庫県が有する地域資源や独創的な技術・アイデアなどを生かした県内中小企業者の商品開発、新事業展開、事業拡大のうち、地域で頑張るふるさとの応援・成長に資する取組を発掘・選定し、広く県内外へ情報発信することにより、プロジェクトの認知度向上と応援者づくりを促進しつつ、ふるさと投資（小口投資）を活用した資金調達や専門家派遣、コンサルティング及び販路開拓等の各種支援を行うものです。

事業のフローイメージ



<用語の説明>

- (1) 地域資源とは、地域の中小企業が地域産業資源を活用して行う新事業展開を支援するため、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、兵庫県が指定した「地域産業資源」(*)を意味します。

※「地域産業資源」については以下のURLをご参照ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ie08/documents/26chiikisigen.pdf>

- (2) ふるさと投資（小口投資）とは、地域資源の活用やブランド化など、地域活性化に資する取組に対するクラウド・ファンディング等の手法を用いた小口投資のうち、自治体等の活動と調和が図られたものを指します。本事業では、多数の投資家から少額ずつ資金を募集するクラウド・ファンディングのうち、ファンド運営業者を介して、投資家が中小企業者との間で匿名組合契約を締結し、投資と分配を行う投資型クラウド・ファンディングを活用しています。

2 実施主体

- | | |
|-------------------|---|
| (1) ビジネスプランの募集・審査 | 公益財団法人ひょうご産業活性化センター
(以下「センター」という。) |
| (2) ビジネスプランの作成支援 | 協力機関（地域金融機関、商工会議所、商工会、
兵庫県中小企業団体中央会） |
| (3) 小口投資による資金調達支援 | ミュージックセキュリティーズ株式会社
(兵庫県が企画提案コンペで指定事業者として選定
した第2種金融商品取引業者。以下「指定事業者」
という。) |
| (4) 専門家派遣・コンサル等支援 | センター |

3 応募資格

兵庫県内に本社を有する中小企業者で、(1)又は(2)に該当する方が対象となります。

- (1) 本事業の推進に関して兵庫県との連携協力に合意している金融機関、商工会議所、商工会や兵庫県中小企業団体中央会（以下「協力機関」という。）の顧客（金融機関の場合）もしくは会員（新たに顧客・会員になる方も含む）であり、かつ、当該協力機関の推薦を得ていること。
- (2) 概ね過去5年以内に、次のいずれかの県の創業支援施策や顕彰制度等を利用して、商品開発や新事業展開、事業拡大を行っていること。
- ① 兵庫県又はセンターからの補助金
 - ② センター又はセンターが出資するファンドからの投融資
 - ③ 中小企業支援ネットひょうごが選定した成長期待企業又はセンターが認定するチャレンジ企業
 - ④ グッドデザインひょうご選定事業又はひょうごNo.1 ものづくり大賞、ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ
 - ⑤ ひょうご新商品調達認定制度
 - ⑥ その他、上記と同様と認められる支援施策

(注意)・中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者を指します（次ページ参照）。

主たる事業として営んでいる業種	定義
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

- ・NPO 法人、ボランティア活動、財団法人、社団法人、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等は対象外です。

4 対象事業計画

本事業に申請できる事業計画は、新規商品・サービスの企画・開発、既存商品・サービスの品質向上や量の拡大、新たな事業分野への展開等（※以下例示）であって、以下の(1)～(4)すべての要件を満たすものとします。

※事業分野の例示

漁業・水産加工、食品製造、酒、農業・畜産・林業、製造、広告・出版、ファッション・工芸、化粧品、小売り、音楽、観光・宿泊、スポーツ、飲食店 など

- (1) 兵庫県指定の「地域産業資源」や地域の特色などを生かし、全国に誇り得る魅力ある商品や事業としてブランド力強化を目指していること。
- (2) 小口投資により資金調達を図りつつ、応援者（潜在顧客）とのつながりを広め深めながら、事業の成長を図る取組であること。
- (3) 小口投資により調達を目指す資金規模が、概ね500万円から3,000万円であり、かつ、資金使途が明確であること。（下表参照）

■ 対象経費（資金使途）

申請事業の設備投資（不動産取得は含まない）、売上原価及び販管費等であり、かつ、申請事業の実施により新たに発生する費用であること。

※ 売上原価＝原材料費、外注費、人件費、光熱水費、地代家賃 等

※ 販管費＝販売手数料、広告宣伝費、営業部門の人件費 等

■ 費用充当割合

申請事業に要する費用総額のうち、小口投資の調達資金の充当割合が10分の1以上、10分の10以下であること。（申請事業以外の事業への流用は不可）

- (4) 事業計画期間が、原則、平成27年4月1日から平成28年9月30日までに着手し、事業開始から2年以上、5年以内に終了する事業であること（5年以内に、小口投資で調達し申請事業の費用として使用した資金を回収し出資者への分配を終了する計画であること）。ただし、出資者への分配終了後の事業継続は可能。

5 事業計画の選定基準

選定基準は以下の①から④のとおりとし、審査委員会で審査・選考を行いプロジェクトを選定します。なお、審査にあたっては、事業分野や地域のバランスを考慮場合があります。

- ①次のいずれかに該当し、地域経済の活性化、地域のブランド力強化への貢献が期待される取組

（ア）県指定の「地域産業資源」又はこれに準ずると認められる地域ならではの資源

- 並びに地域の特色を活用していること。
- (イ) 地域の実情を踏まえた課題の解決に資すること。
- (ウ) 伝統的または独創的もしくは創造的な技術やアイデアを生かしていること。
- ② 応援者（潜在顧客）の開拓・形成が事業の成長に重要であること。
- ③ 県民等の賛同や共感を得るストーリー性や訴求力のある取組
- ④ 資金使途が明確であり、収支計画を含む事業計画の実現可能性が高い取組

6 事業計画書（様式2）の作成支援

事業計画書（様式2）は、多くの人が応援したくなるような事業としての実現可能性や、申請者の経営状況や収支計画等を正しく判断するため、作成いただくものです。

そのため、協力機関・センターにおいて、申請者を対象に、経営者の夢や想い、アイデアの具体化や事業戦略・資金計画の立案などの相談、助言を行い、事業計画書などの申請書の作成支援を実施します。

支援を希望される方は、十分な時間的余裕をもって下表の支援先へご相談ください。

申請者の応募資格	支援先
3(1)に該当する方	協力機関（11ページ、12ページ）
3(2)に該当する方	センター（8ページの15）
上記のいずれも該当する方	協力機関又はセンターのいずれか1つ （任意に選択）

7 事業計画の審査

事業計画の審査は以下の①から④の順に実施します。

- ① 審査委員会による事業計画の書面審査
- ② 書面審査通過者への指定事業者による事業計画の適正評価調査
- ③ 審査委員会による事業計画に関するヒアリング
- ④ 審査委員会による事業計画の最終審査

なお、書面審査通過者への指定事業者による事業計画の適正評価調査（②）については、別途指定事業者との間で「適正評価調査」等に係る個別契約（秘密保持等）を締結していただき、財務計画書を別途お知らせする期限までに作成のうえ、指定事業者の指示に従って財務内容などの調査（調査費用負担なし）を受けていただきます。

8 審査結果の通知等

最終審査終了後、申請者へは採択（最大10件）または不採択の結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じられません）。

9 採択後の各種支援措置

プロジェクトに選定されると、以下の支援が、それぞれ指定事業者及びセンターから提供されます。

- (1) 指定事業者による支援（以下①～③に関する申請者の費用負担なし）

- ① 指定事業者との小口投資に係る契約等の締結

事業計画がプロジェクトに採択された申請者（以下「事業者」という。）は、指定事業者との間で小口投資に係る契約（資金調達規模、一口の投資金額、出資者特典、分配財源の基礎となる売上げの範囲などに関する条件も記載）等を締結していただきます。（契約手続き等の詳細については、別途、個別説明会を開催します。）

- ② ファンド組成・小口投資募集開始

指定事業者との間で小口投資に係る契約等の締結完了後、指定事業者が小口投資の募集を開始します（潜在顧客の開拓支援）。

③ ファンド運用開始

小口投資の募集完了後、指定事業者により、小口投資資金を取りまとめの上、事業者に送金されます（ファンド運用の開始、資金調達支援）。

＜調達資金の会計処理の概略＞

小口投資の調達資金の会計処理については、指定事業者の指導・助言に基づき、事業者が実施することになりますが、概略は以下のとおりです。

- 小口投資により調達した資金は貸借対照表の資産項目に流動資産として計上し、同時に、負債項目として同額を匿名組合預り金として計上
- 匿名組合預り金は、ファンド組成時に契約書により出資者に約した事業売上の一定割合を、約した時期に分配
- 分配の時期は、原則、ファンド組成期間中の事業年度ごとに、当該年度の損益に応じて分配

(2) センターによる支援

① プロジェクトのPR

プロジェクトは、専用ホームページ（<http://www.kirari-hyogo.com/index.html>「キラリひょうご」で検索）等で公表し、地域が誇るオンリーワンの取組としてプロジェクトの概要や魅力、事業の進捗状況等を広く県内外に情報発信します。

② 事後フォロー

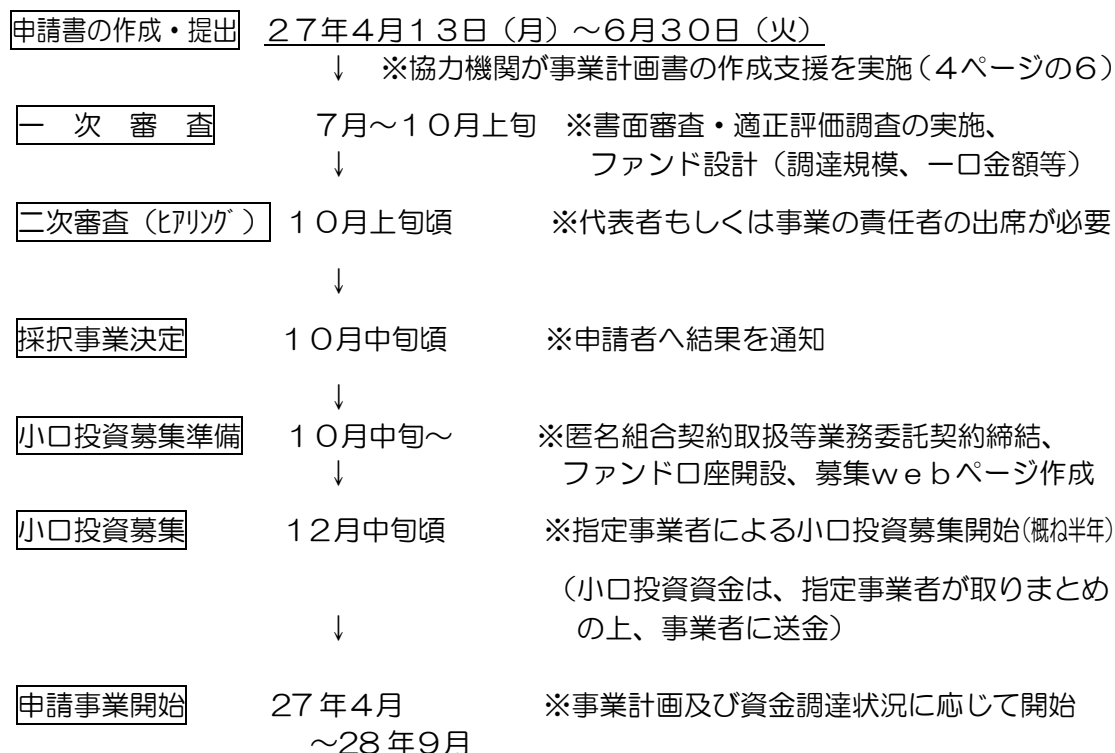
プロジェクトの実施にあたり、センターは専門家の派遣やコンサルティング、販路開拓等の各種支援メニューを事業者を提供し、プロジェクトの事後フォローを行います。

10 選定された事業者の経費負担

選定後の小口投資ファンド組成・運営に関して、事業者が指定事業者に対して負担する経費は下表のとおりです。上記9(2)②の事後フォローは一部有料のメニューもあります。詳しくは別途センターにご相談ください。

費用項目	金額	備考
初期経費	0 千円	小口投資ファンド組成にかかるファンドの各種条件の作成、広告用プロジェクト概要の編集等
小口投資ファンド運営	調達額 × 2 % (税別) / 年	事業モニタリング、出資者への情報提供などの経費
小口投資ファンド監査	100 千円 (税別) / 年	ファンドの資金使途などの監査経費 100千円(税別) × ファンド組成年数

11 事業全体の流れ（予定）



12 応募方法

- (1) 受付期間 平成27年4月13日（月）から6月30日（火）
- (2) 申請に必要な書類（申請様式はセンターのホームページからダウンロードできます）
 - ① 「ひょうごふるさと応援・成長支援事業」申請書及び事業計画書（様式1・2）
 - ② 企画書（自由様式、A4版両面印刷、4枚以内。任意提出する場合）
 - ③ 会社概要書（パンフレット等）
 - ④ 商業登記簿謄本 又は 履歴事項全部証明書（原本）「法人の場合」
 - ⑤ 申請者本人であることが確認できる書類の写し（運転免許証等）「個人事業主の場合」
 - ⑥ 対象事業の事業計画の内容の分かる資料（適宜。任意提出する場合）
 - ⑦ 許認可を伴う業種であれば許可証の写し
 - ⑧ 最近3ヶ年の決算書類写し（税務申告書、決算書及び勘定科目明細、税務署受付印のあるもの）「法人の場合」
 - ⑨ 最近3ヶ年の青色税務申告書（収支内訳書含む、税務署受付印のあるもの）「個人事業主の場合」
 - ⑩ 個人情報の取り扱いに関する同意書（様式3）
 - ⑪ 応援メッセージ（様式4）
- (3) 提出先
申請に必要な書類を下表の提出先へ持参又は郵送して提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「ひょうごふるさと応援・成長支援事業 事業計画申請書在中」と朱書きしてください。なお、提出された書類は返却しません。

申請者の応募資格	提出先
3(1)に該当する方	協力機関（協力機関を経由してセンターへ提出されます）
3(2)に該当する方	センター
上記のいずれも該当する方	協力機関又はセンターのいずれか1つ（任意に選択）

※いずれに提出いただいても、外部有識者を中心とした審査委員会による審査のため、審査には影響しません。

受付時に事業内容の確認等で時間を要する場合や、不備により受付できない場合などがありますので、申請書を提出する前に、できるだけ十分時間に余裕を持って提出先にご相談ください。

協力機関の受付時間は、各協力機関（11～12ページ協力機関一覧を参照）へお問い合わせ下さい。センターの受付時間は、土・日・祝日を除く9時から17時（最終日は16時）です。

13 協力機関について

協力機関は、地域の中小企業者とのつながりが深く、金融・経営に関する高い専門知識を有していることから、本事業の円滑な実施を図ることを目的に、県と連携協定（秘密保持を含む）を締結して、地域が誇るオンリーワンの取組の発掘や事業計画の作成支援を行います。

（協力機関の役割）

区分	業務の概要	備考
協力 業務	- 募集に関する広報宣伝 - 申請を行う中小企業者に対する事業計画の作成支援 - 上記支援を行った中小企業者からの応募を取りまとめ、審査委員会（センターに設置）へ推薦	県との協力協定に基づき実施します。

14 指定事業者について

指定事業者は、県が企画コンペで選定した金融商品取引法第28条第2項に定める第2種金融商品取引業者です。

プロジェクトの選定において、書面審査を通過した事業計画を対象に適正評価調査等を行うとともに、県との協力協定に基づき、プロジェクトを実施する事業者に対して、小口投資ファンドの組成・運営・広報に関する協力を行います。

なお、適正評価調査等については、センターと指定事業者との委託契約に基づきセンターの費用負担にて実施されますので、事業者に調査費用等の支払い義務は発生しません。

（指定事業者の役割）

区分	業務の概要	備考
協力 業務	■プロジェクトのファンド組成・運営・広報協力（HP及びWEB上の契約システム「セキュリテ」を活用して実施） - ファンド組成・募集（匿名組合契約による出資の勧誘等） - ファンド運営（事業進捗把握・監査等の実施、出資者への報告） - 広報宣伝への協力（事業進捗の情報発信等への協力）	県との協力協定に基づき実施します。

15 問い合わせ先

応募に関すること

〒651-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル6階
公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 投資育成課 石田 青木
TEL : 078-230-9435 FAX : 078-230-8391
E-Mail : s-ishida@staff.hyogo-iic.ne.jp
URL : <http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/furusato>

事業全般に関すること

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部産業振興局 新産業課 新産業創造班 松本、小林
TEL : 078-341-7711 (内線 3663) FAX : 078-362-4273

16 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類によりセンターが取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ① 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ④ センターが実施する支援事業等の情報提供のため

17 企業秘密の保持

本事業では申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密の保持の観点から申請者の承諾なしには申請の内容等の公表は行いません。

18 留意事項

- (1) プロジェクトの採択結果については、事業者が指定事業者を介して行う小口投資の募集及びファンド組成の成功を保証するものではありません。
- (2) センター及び兵庫県は、指定事業者と事業者による小口投資の募集、ファンド組成やファンド運用結果等について、一切の責任を負いません。

参 考

<事業計画の審査及び採択後の手続き等について>

1 一次審査（7月～10月上旬）

書面審査通過者の方には、指定事業者による適正評価調査（調査費用負担なし）を受けていただきます。その際、以下の書類等が必要です。（詳細は、書面審査通過者を対象とした説明会でお知らせします）

- ◆秘密保持契約書
- ◆合意書
- ◆事業計画書（会社全体）
- ◆事業計画書（対象事業）※会社全体と対象事業が同一の場合は不要です。
- ◆当期、前期分の月次試算表
- ◆金融機関からの借入の契約書、返済予定表
- ◆預金を確認できる通帳コピー（直近決算日時点、直近の月末時点の2点）
- ◆資金繰り表

2 二次審査（ヒアリング（10月中旬））

代表者もしくは事業の責任者が必ず出席して下さい。

3 採択後の手続き

事業者（事業計画がプロジェクトに採択された申請者）は、指定事業者との小口投資に係る契約を締結していただきます。その際、以下の手続きが必要です。（詳細は、採択者を対象とした説明会でお知らせします）

- ◆プロジェクト概要の作成（※指定事業者スタッフが事業者と打ち合わせのうえ、編集します）
事業の様子や商品の写真、特典の写真、代表者の写真などをご提出いただきます。
- ◆個別業務委託契約書の締結（事業者と指定事業者との契約）
匿名組合契約組成・取扱・運営 IR・監査にかかる業務の委託契約を締結いただきます。
- ◆匿名組合説明書の確認（事業者と出資者との契約）
出資に係る契約内容をご確認いただきます。
- ◆営業者確認書の確認（事業者と指定事業者）
営業者とは、事業者のことで、調達規模、一口金額、特典などファンド条件に関してご確認いただきます。
- ◆ファンド専用口座の開設
小口投資募集にあたり、ファンド専用口座の開設が必要になります。

<平成26年度の応募・採択件数>

地域	申請	採択	地域	申請	採択
摂津（神戸・阪神）	10	1	丹波	1	1
播磨	6	2	淡路	3	1
但馬	6	4	計	26	9

【提出書類一覧】

書類内容	対象申請者	提出期限	提出先
1 申請書類（12(2)の再掲） ① 「ひょうごふるさと応援・成長支援事業」申請書及び事業計画書（様式1・2） ② 企画書（自由様式、A4版両面印刷、4枚以内。任意提出する場合） ③ 会社概要書（パンフレット等） ④ 商業登記簿謄本 又は 履歴事項全部証明書（原本）「法人の場合」 ⑤ 申請者本人であることが確認できる書類の写し（運転免許証等）「個人事業主の場合」 ⑥ 対象事業の事業計画の内容の分かる資料（適宜。任意提出する場合） ⑦ 許認可を伴う業種であれば許可証の写し ⑧ 最近3ヶ年の決算書類写し（税務申告書、決算書及び勘定科目明細、税務署受付印のあるもの）「法人の場合」 ⑨ 最近3ヶ年の青色税務申告書（収支内訳書含む、税務署受付印のあるもの）「個人事業主の場合」 ⑩ 個人情報の取り扱いに関する同意書（様式3） ⑪ 応援メッセージ（様式4）	申請者	6月30日	協力機関 もしくは センター
2 適正評価調査の必要書類 ① 秘密保持契約書 ② 合意書 ③ 事業計画書（売上額、販管費等）など	書面審査 通過事業者	9月上旬 （別途お知らせします）	指定事業者
3 ファンド組成・募集等の必要書類 ① 匿名組合契約取扱等業務委託契約書 ② 匿名組合説明書の確認 ③ 営業者確認書の確認 など	最終審査 通過事業者	10月下旬 （別途お知らせします）	指定事業者

注）「2 適正評価調査の必要書類」、及び、「3 ファンド組成・募集等の必要書類」については、それぞれ該当する事業者に対して、別途、個別に案内がありますので、「1 申請書類」の提出の際に用意する必要はありません。（9ページの再掲）

【協力機関一覧】

1 地域金融機関

名称	所在地	窓口（電話）
但馬銀行	豊岡市千代田町1-5	0796-24-2133
みなと銀行	神戸市中央区三宮町2-1-1	078-331-8231
神戸信用金庫	神戸市中央区浪花町6-1	078-321-7735
姫路信用金庫	姫路市十二所前町105	079-288-1121
播州信用金庫	姫路市南駅前町110	079-281-3939
兵庫信用金庫	姫路市北条口3-27	079-282-1263
尼崎信用金庫	尼崎市開明町3-30	06-6412-5443
日新信用金庫	明石市本町2-3-20	0120-15-2489
淡路信用金庫	洲本市宇山3-5-25	0799-22-1020
但馬信用金庫	豊岡市中央町17-8	0796-23-1200
西兵庫信用金庫	宍粟市山崎町山崎190	0790-62-7701
中兵庫信用金庫	三田市けやき台1-4-3	079-569-7151
但陽信用金庫	加古川市加古川町溝之口539	079-422-7721
兵庫県信用組合	神戸市中央区栄町通3-4-17	078-391-6316
淡陽信用組合	洲本市栄町1-3-17	0799-22-5555

2 商工会議所

名称	所在地	窓口（電話）
神戸商工会議所	神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター6階	078-367-2010
尼崎商工会議所	尼崎市昭和通3-96	06-6411-2252
西宮商工会議所	西宮市櫛塚町2-20	0798-33-1131
伊丹商工会議所	伊丹市宮ノ前2-2-2	072-775-1221
宝塚商工会議所	宝塚市栄町2-1-2 ヲ12 6階	0797-83-2211
明石商工会議所	明石市大明石町1-2-1	078-911-1331
加古川商工会議所	加古川市加古川町溝之口527-5	079-424-3355
高砂商工会議所	高砂市高砂町北本町1104	079-443-0500
三木商工会議所	三木市本町2-1-18	0794-82-3190
西脇商工会議所	西脇市西脇990	0795-22-3901
小野商工会議所	小野市王子町800-1	0794-63-1161
加西商工会議所	加西市北条町栗田11-15	0790-42-0416
姫路商工会議所	姫路市下寺町43	079-223-6557
相生商工会議所	相生市旭3-1-23	0791-22-1234
龍野商工会議所	たつの市龍野町富永702-1	0791-63-4141
赤穂商工会議所	赤穂市加里屋68-9	0791-43-2727
豊岡商工会議所	豊岡市大磯町1-79	0796-22-4456
洲本商工会議所	洲本市本町3-3-25	0799-22-2571

3 商工会等

名称	所在地	窓口（電話）
芦屋市商工会	芦屋市公光町4-28	0797-23-2071
川西市商工会	川西市出在家町1-8	072-759-8222
三田市商工会	三田市天神1-5-33	079-563-4455
猪名川町商工会	川辺郡猪名川町柏梨田字前ヶ谷158-1	072-766-3012
稲美町商工会	加古郡稲美町国岡1-1	079-492-0200
播磨町商工会	加古郡播磨町東本荘1-5-1	079-435-1630
吉川町商工会	三木市吉川町吉安246	0794-72-1406
加東市商工会	加東市社717-1	0795-42-0253
多可町商工会	多可郡多可町中区中村町125-1	0795-32-2161
姫路市商工会	姫路市夢前町前之庄1434-1	079-336-1368
神河町商工会	神崎郡神河町中村29	0790-32-0295
市川町商工会	神崎郡市川町西川辺163-1	0790-26-0099
福崎町商工会	神崎郡福崎町福田116-1	0790-22-0558
たつの市商工会	たつの市揖保川町原849-37	0791-72-7550
穴栗市商工会	穴栗市山崎町山崎205	0790-76-2066
太子町商工会	揖保郡太子町東南51-1	079-277-2566
上郡町商工会	赤穂郡上郡町大持278	0791-52-3710
佐用町商工会	佐用郡佐用町佐用3043-1	0790-82-2218
豊岡市商工会	豊岡市日高町日置65-1	0796-42-4751
養父市商工会	養父市八鹿町八鹿1672	079-662-7127
朝来市商工会	朝来市和田山町和田山404	079-672-2362
香美町商工会	美方郡香美町香住区香住107	0796-36-0123
新温泉町商工会	美方郡新温泉町浜坂2143-10	0796-82-1152
篠山市商工会	篠山市二階町58-2	079-552-0758
丹波市商工会	丹波市氷上町成松140-7	0795-82-3476
五色町商工会	洲本市五色町都志202	0799-33-0450
南あわじ市商工会	南あわじ市市市299-2	0799-42-4721
淡路市商工会	淡路市志筑新島5-2	0799-62-3066
兵庫県中小企業団体中央会	神戸市中央区下山手通4-16-3	078-331-2045